

# 入札案内書

## 第7回 立木資格付一般競争入札

【入札日時】令和8年2月25日（水）  
13時30分～13時45分  
即時開札

【入札場所】三八上北森林管理署 入札場

【入札口数】第26号 1口

【物件所在地】 田子町  
遠瀬・滝沢出口旧官行造林2ろ2外

【現地案内】実施しません。

三八上北森林管理署

〒034-0082

住所 青森県十和田市西二番町1番27号

TEL 0176-23-3551

FAX 0176-24-2020

令和7年度 立木公売物件現地案内

売払番号	案内年月日	集合時間	集合場所	案内者
第26号	本物件は現地案内致しません。ご要望のある方については個別に対応致します。			

# 立木公売の公告

## (第7回)

### 【資格付き一般競争入札】

#### 1. 入札及び開札の日時

- (1) 入札受付 令和8年2月25日(水)13時30分～13時45分
- (2) 開札 即時開札

#### 2. 入札及び開札の場所 三八上北森林管理署 入札場

#### 3. 現地案内 本物件は現地案内致しません。ご要望のある方については個別に対応致します。

#### 4. 売払物件

- (1) 売払番号、物件所在地、樹種、物件の特徴、搬出期間は、別紙売払物件一覧表及び公売物件明細書、物件案内図、実測位置図のとおりです。
- (2) 各物件の林齢は内部記録に基づき参考として表示したものであり、実際の林齢とは必ずしも合致しない場合もありますのでご承知おき下さい。
- (3) 引渡期間は、代金納入の日又は延納担保提供の日から起算して15日以内とします。

#### 5. 郵便入札

- (1) 郵便入札による場合は、封筒を二重に使用し、内封筒には入札書、外封筒には一般競争参加資格確認通知書の写し又は、最寄りの森林管理局長発行の入札参加資格証明書を入れ、郵便書留により令和8年2月24日の16時00分までに必着とします。指定日時までに到着しない場合は無効となります。

#### (2) 送付先は次のとおり

郵便番号 034-0082  
住所 青森県十和田市西二番町1番27号  
宛名 三八上北森林管理署長  
第7回立木公売入札書在中(朱書きで記載)

- (3) 郵便入札の場合は、不落札の場合に直ちに行われる再度入札に参加できません。

#### 6. 契約の締結期限 令和8年3月13日までとします。

#### 7. 代金の納入期限 契約締結の日から起算して、20日以内とします。

## 8. 代金の延納

- (1) 国の分収金に相当する金額（官収分）についてのみ認めます。分収林の分収対象者へ納付する分収代金（民収分）は現納のみとし、延納は認めません。
- (2) 延納期間は、法令の定める範囲内とします。
- (3) 延納利息は、法令の定めにより 1.70%とします。
- (4) 延納担保の提供期間は、契約締結の日から起算して 20 日以内とします。

## 9. 特約条項及び特記事項

- (1) 全物件に該当するものは別紙特約条項のとおり。
- (2) 個別物件に該当するものは公売物件明細書のとおり。
- (3) 売払い箇所は分収造林契約の候補地であり、落札者が分収造林契約を希望する場合、契約相手方の要件（分収造林地の造林、保育及び保護義務の履行が確実であること等）を満たせば、分収造林契約を締結することが可能です。詳細については、三八上北森林管理署経営担当又は管理担当にお問い合わせ下さい。  
なお、分収造林契約の締結は、本入札の参加条件ではありません。
- (4) 森林作業道作設にあたっては、別添の森林作業道及び集材路・土場作設特記仕様書等に基づき作設願います。

## 10. 適格請求書（インボイス）の交付

インボイスについては、全省庁統一の登録番号等を記載した契約書等によることとし、契約締結後に交付することとします。なお、仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、下記の物件の入札書に記載された金額に対する割合は、次のとおりとなります。入札に際し、注意願います。

- ※ 分収者には、免税事業者が含まれる場合があるため、インボイスに記載する仕入税額控除の対象となる消費税額は、契約金額に含まれる消費税相当額（税率 10%）とは一致しない場合があります。
- ※ 当該割合は、現時点で把握している数値であり、変動する場合があります。

26 号物件      10.00%

## 11. 入札条件等

この入札に参加する者は、「国有林野事業における林産物の売買に係る契約書及び契約約款」並びに入札条件等を熟覧のうえ入札願います。

詳細は、東北森林管理局又は当署のホームページに掲載されているほか、下記の担当へ問い合わせ願います。

青森県十和田市西二番町1番27号

三八上北森林管理署 総務グループ 経理担当

問い合わせ先 TEL 0176-23-3551

FAX 0176-24-2020

令和8年2月13日

分任契約担当官

三八上北森林管理署長 古川 繁樹

## 別 紙

### 1 延納を認める対象と期限

延納を認める対象	延納期限
ア. 立木を売り払う場合で、1件の売払代金が150万円以上となる時。	6箇月以内。ただし、国有林野の立木については、1件の売払数量が1千立方メートル以上の場合において、都府県の地域（以下「都府県」という。）で売り払うときは10箇月以内、北海道の地域（以下「北海道」という。）で売り払うときは12箇月以内。
イ. 素材を売り払う場合で、1件の売払代金が60万円以上となる時。	6箇月以内。ただし、北海道で売り払うときは8箇月以内。
ウ. 災害救助のため、立木又は素材を売り払う時。	6箇月以内。ただし、地方公共団体の場合は1年以内。

# 入札条件

## 1. 競争入札の資格

森林管理局長から、競争参加資格確認通知書の交付を受けた者でなければ入札に参加できません。

## 2. 資格認定

(1) 入札参加者は、**競争参加資格確認通知書**あるいは、**最寄りの森林管理署長等発行の入札参加資格証明書**を持参のうえ、受付に提示し確認を受けて下さい。

(2) 入札者が、**代理人によるときは委任状を提出**し、代理人本人であることを証明する資料（運転免許証など）を提示しなければなりません。

また、入札執行場所に入場できる者は、1社につき入札者及び随行者の2名以内とし、入札者及び随行者は本人であることを証明する資料（運転免許証など、ただし名刺は不可）を受付に提示し確認を受けて下さい。

## 3. 暴力団排除に関する誓約事項

(1) 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙1）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとします。

(2) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙1）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた者の入札については無効とします。

## 4. 公売物件の熟覧等

別紙の、公売物件明細書のとおりですので、契約書案を参照し、現物熟覧のうえ、国有林野産物売払規程（以下「売払規程」という）を遵守して入札して下さい。

## 5. 入札の方法

(1) 入札は売払番号毎に総額入札で行います。

(2) 入札書には、売払番号、入札金額、森林管理署名、入札者名、入札年月日を記載し、入札締切時刻前に入札書の確認を終え、入札箱に入れて下さい。

(3) いったん入札箱に入れた入札書は引換え、変更又は取消しをすることができません。

(4) 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自分の入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しません。

## 6. 落札の決定

(1) 開札は、指定した場所及び日時に入札者の面前で行い、予定価格以上の最高入札者

を落札者とします。ただし、同金額の最高入札者が2名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決めます。

- (2) 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しません。また、どのような理由によっても落札を無効にすることはできません。

## 7. 入札保証金

免除します。

ただし、落札者が契約を結ばないときは入札金額(入札書に記載された100分の110に相当する金額)の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。

また、違約金を森林管理署長が指定する日まで納入しないときは、違約金を納入するまでの間、競争参加資格を停止し、あるいは将来この資格を付与しないことがあります。

## 8. 契約保証金

免除します。

ただし、買受人が契約を履行せずに契約を解除した場合は、契約代金の100分の10に相当する金額を違約金として徴収します。

なお、上記違約金を納入しないときは、競争参加資格の取消、又は入札参加資格確認通知書を交付しないことがあります。

## 9. 無効な入札

- (1) 競争参加不適格者が入札したもの。
- (2) 入札参加資格のない者、又は入札参加資格者として確認できない者の入札したもの。
- (3) 汚染、損傷、又は記入もれ等により売払番号、入札金額、入札者名を確認できないもの。
- (4) 自筆署名(本人が署名したもの)、又は記名(本人が自筆署名せず他人が書いたり、ゴム印等で氏名を表示したもの)いずれも無いもの。
- (5) 単価で入札したもの。
- (6) 代理人が入札する場合で、委任状の提出が無いもの及び入札書に代理人の自筆署名又は記名押印のいずれか無いもの。
- (7) 入札金額を訂正した入札。
- (8) 郵便入札の場合にあつては、入札書が定められた日時までに、指定された場所に到着しなかったとき。
- (9) 同一事項の入札について、同一人が2通以上なした入札、又は入札者若しくはその

代理人が他の入札者の代理をした入札。

(10) その他入札条件に違反した入札書。(入札公告や入札説明書に記載された条件。)

#### 10. 契約の成立

契約は、契約書を作成し、契約担当官が契約の相手方とともに記名押印したときに成立します。

#### 11. 契約書案

契約書案は、当森林管理署に備えておりますから閲覧下さい。

#### 12. 入札書用紙

入札書の用紙は、最寄りの森林管理署又は、当日入札場の受付から受け取って下さい。

#### 13. 入札額

入札は、当該物件の消費税を除いた金額で行って下さい。

14. 入札に際し、誤って消費税を加算した総額を記入して入札した場合は、たとえ入札書にこのことを明記していたとしても、また、このことに気づき開札以前に訂正、又は取消の申し出があっても、当該入札書は前項によって消費税を除いた金額を記入したものと見なし、有効として処理し、訂正、取消等は認めません。

15. 落札及び契約の金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税 10%を加算した金額となります。この場合、消費税の積算における円未満の端数処理は、切り捨てとします。

16. 契約締結以降当該契約において、特に契約書等において金額が明記されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金等、率で表されるものについては、全て消費税が加算された総契約額が対象となります。

17. 本物件の売買契約書には「本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当って森林に関する法令に照らし手続きが適切になされた森林の立木である」と記載されますので、この記載内容をもって木質バイオマス証明に代えることとします。

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1 及び2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を破ることとなっても、意義は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提示することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、林産物買受申込書の提出をもって誓約します。

## 特約条項

1. 買受人は、伐採した立木の残材及び末木枝条等を沢縁に放置しないものとする。
2. 買受人は、沢及び沢縁を集材する必要がある場合は、河川を汚濁して下流の民地に被害を与えないよう防止措置を講ずるものとする。
3. 買受人は、林道上でのトラクタ又は畜力による集材は行わないものとする。
4. 買受人は、降雨又は降雪時等の運材に当たっては、林道の破損防止及び車両運行安全確保のため、売渡人の指示に従うものとする。
5. 買受人は、土場敷並びに林道沿線に、立木の残材及び末木枝条等を散乱放置することなく、搬出期間内に跡地を整理し、搬出路の水切りを実施するものとする。
6. 買受人は、売払物件の内容及び表示方法について、伐採搬出に従事する者に対し、誤りの生じないよう周知徹底させるものとする。
7. 買受人が作成する搬出路、又は土場敷等で生じた切取土石等は、崩落及び流出しないよう必要な措置を講ずるものとする。また、その使用を完了したときに、売渡人が原状に回復する必要があると認めた場合、買受人は原状回復に努めるものとする。
8. 売払物件の引渡しは、代金の全部（売払規程 第 27 条第 2 項の規定による違約金を徴収する場合に当たっては、代金の全部及び当該違約金）の納入があった日、又は代金延納担保の提供（売払規程第 29 条 第 2 項の規定による違約金を徴収する場合にあっては、代金延納担保の提供及び違約金の納入）があった日（代金延納担保の提供を免除する旨の特約があった場合には、契約締結の日）から 15 日以内に買受人の立合の上行うものとする。
9. 物件の搬出期間は引渡しを終わった日から起算して、それぞれ別紙公売物件明細書に定める搬出期間とする。なお、買受人がやむを得ない事由により、その搬出期間満了前にその期間の延長を申請したときは、売渡人は、その事由を審査して、更にその必要と認める期間搬出の延期を承認することができる。またこの場合、買受人は、延期承認前に延期料として 1 日につき売払代金の 1000 分の 1 に相当する金額を納付しなければならない。但し、延期期間は、延期が数回にわたる場合でも、1 箇年を超えることはできない。

10. この物件は、会計法第 29 条の 3 第 1 項を適用して売払いしたものであるから、立木のまま担保に供し、又は他人に譲渡してはならない。伐採搬出に当たっては、技術者が現地に赴いて指導・監督を厳にし、保残木を損傷するおそれのある場合は、あて木等をして保残木に損傷を与えないようにすること。
11. 契約を解除した場合において徴収する違約金は、契約金額に伐倒未済木に係わる伐倒経費を加えた額の 100 分の 10 に相当する金額とする。
12. 買受人は、入林する際、事前に森林作業道及び集材路・土場作設特記仕様書に定める提出物を添付のうえ、入林届を管轄森林事務所に提出するものとする。
13. 森林作業道及び集材路・土場作設に当たっては、別添の森林作業道及び集材路・土場作設特記仕様書等を遵守しなければならない。
14. 森林管理署長は、買受人による確認を受けた森林作業道及び集材路・土場の計画と異なる施工、チェックリストの不遵守等により、林地崩壊が発生し又は発生する可能性が高い等林地保全上特に問題があると認めるときは、買受人の負担において植栽や盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることができる。この場合において、買受人は森林管理署長の命に応じ、必要な措置を講じなければならない。
15. 搬出支障木等が発生する場合は、必ず森林官等に連絡をし、収穫調査及び売払い手続き、保安林等法令制限林にあたっては各種手続き終了後に事業実行すること。  
なお、搬出支障木の発生は最小限に抑えること。
16. 買受人は、売渡人の指示により、売買契約物件の搬出期間内に全ての対象木の伐倒作業を行わなければならない。  
なお、やむをえず対象木の一部を放棄する場合は、売渡人と協議すること。
17. 買受人は、全ての対象木の伐倒及び売買物件の搬出が完了したときは、遅滞なくその旨を売渡人に書面で届出なくてはならない。

18. 無断で販売対象林分以外の林産物を伐採、搬出し国に損失を与えた場合には、国は実損額の 3 倍に相当する金額の損害賠償を請求する。また、競争参加資格停止措置を講ずる。
19. 搬出等に当たっては、車両の積載量を越えてはならない。
20. 買受人は、事前に提出した経路により搬出するものとする。なお、買受人は搬出経路等を変更する場合は予め森林管理署長の承認を受けなければならない。
21. 埋蔵文化財を発見した場合は、その現状を変更することなく、速やかにその旨を森林管理署長へ連絡し、森林管理署長の指示に従うものとする。
22. 林業における労働災害防止の観点から立木販売契約情報（売買契約者名・事業着手前に提出された入林届）を労働基準監督署へ情報提供します。また、提出された情報に基づき、労働基準監督署による現場点検や安全指導が行われる場合があります。
23. 別紙 1 で特約事項を付す。

## 別紙1

### 特約事項（林産物販売）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について順守すること。

#### 記

##### 1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

##### 2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業林産物売買取引約款第14条により対応する。

# アフリカ豚熱ウイルスの侵入防止にご協力をお願いします。



1

肉を含む食品は、  
野外で絶対に捨てないでください！

2

靴の土は入山前、下山時にしっかり  
落とし、タイヤの洗浄をしましょう。



3

家畜がいる施設や野生イノシシ  
の罠や柵に近寄らないようにしましょう。



4

消毒ポイントや洗浄ポイント  
では指示に従ってください。

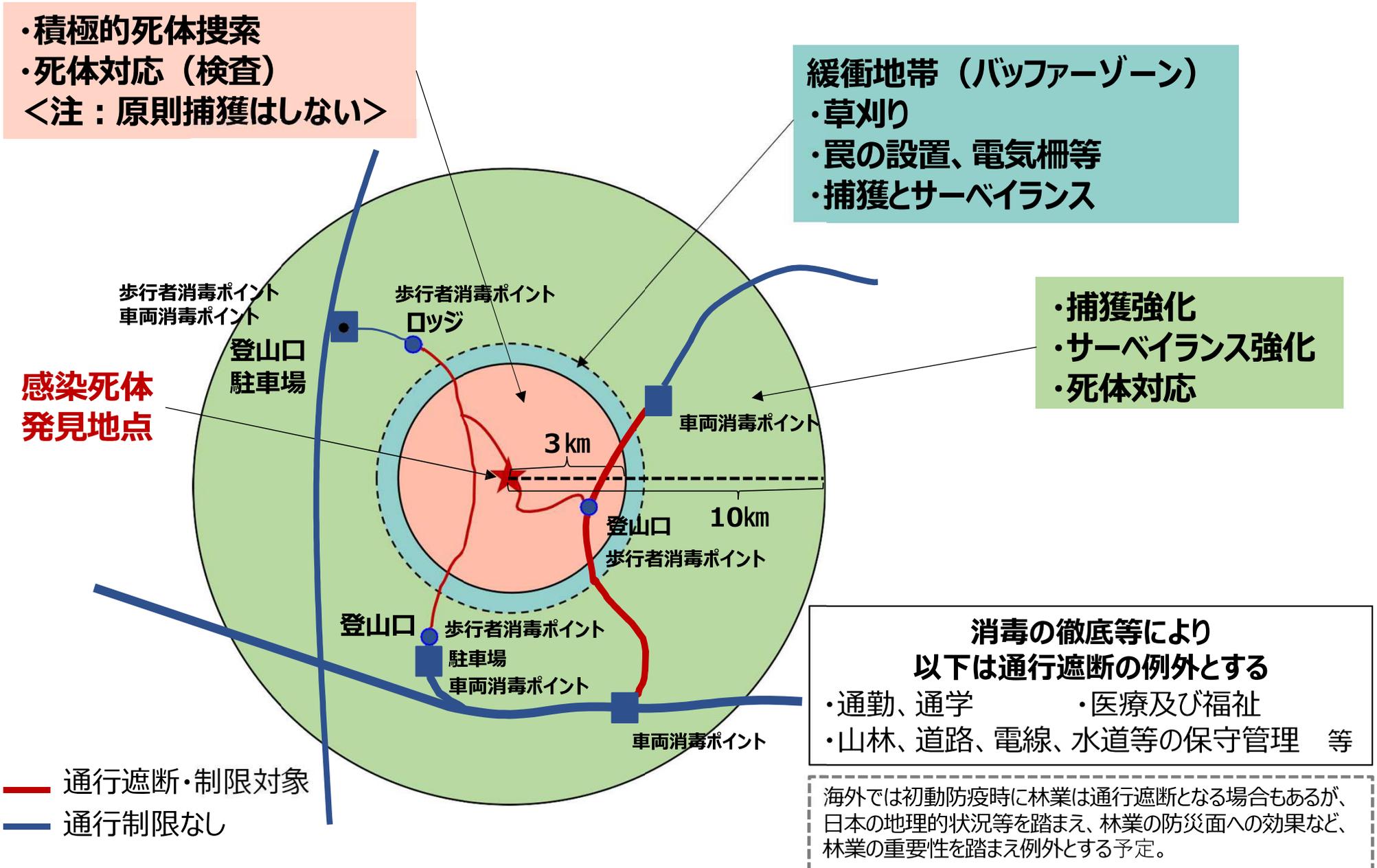


5

イノシシの死体を見つけたら  
管轄の自治体に連絡して下さい。



# アフリカ豚熱の初動防疫措置の内容



## 森林作業道・集材路及び土場作設特記仕様書（立木販売）

本特記仕様書は、「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）及び「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）（3の（1）及び（5）を除く。）に基づき、東北森林管理局管内の地形・地質、土質や気象条件及び路網作設実績等を踏まえ定めたものである。

また、本事業で作設する路網は、間伐等による木材の集材・搬出、主伐後の再造林等の森林整備に継続的に用いられる森林作業道とし、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設を集材路とする。併せて、木材等を一時的に集積し、積込み作業等を行う場所を土場とし、作設に当たっては本特記仕様書による。

なお、本特記仕様書に定めのないものについては、森林作業道作設指針及び主伐時における伐採・搬出指針によることを基本とする。

### 第1 伐採の方法及び区域の設定（主伐時）

- 1 立木の伐採を行う際には、対象となる立木の生育する土地の境界を越えて伐採する誤伐を行わないように、あらかじめ伐採する区域の確認を行う。区域外の伐採を必要とする場合は事前に森林官等と協議する。
- 2 土砂の流出又は林地の崩壊の危険のある個所等については、林地の保全及び生物多様性の保全に支障を来さないよう、伐採の適否等について、森林官等と調整する。
- 3 林地の保全及び生物多様性の保全のため、あらかじめ示された保護樹帯や保残木を損傷させないこと。なお、やむを得ずこれらの箇所を架線や集材路で通過する場合には、その影響範囲が最小限となるよう努める。

### 第2 森林作業道

#### 1 路網計画

- ① 実際の森林作業道作設計画に当たっては、森林作業道作設指針等に基づき現地踏査を行い、現地に簡易な木杭等で計画線形を標示するとともに、この計画線形を路線計画図（1/5000）にかん入し、森林官等に提出する。
- ② 計画線形確定に当たっては、作業効率を十分に考慮し、土質の安定している安全な箇所を通過するよう計画する。

特に、主伐時に森林作業道を作設する場合は、造林・保育等の森林施業による次世代の森林づくりのため、継続的に利用できるように考慮しなければならない。

- ③ 作業開始前に線形、構造物の設置及び支障木の範囲について、森林官等の確認を受ける。

- ④ 森林作業道の計画に変更が生じたときは、その変更について森林官等に申請し、確認を受ける。

## 2 森林作業道作設の基本的工法

- ① 路体は繰り返しの使用に耐えるよう、締固めを十分に行った堅固な土構造による路体とすることを基本とする。  
なお、構造物は地形・地質等の条件から必要な場合には、現地条件に応じた規格・構造の施設を設置する。
- ② 地形に沿った屈曲線形による切土量の抑制、切土盛土の均衡、雨水処理に有効な波形勾配による分散排水を基本に作設する。
- ③ のり面保護や洗越し、排水溝等の作設には、作業地から発生する伐根、丸太、枝条、転石の活用に努める。
- ④ 支障木の伐開幅は、開設区間の箇所ごとに斜面の方向、風衝等を考慮し、必要最小限となるよう計画する。

## 3 森林作業道の施工規格

### (1) 幅員、最小曲線半径及び縦断勾配

- ① 幅員は3mまでとする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性・作業性の確保の観点から、当該作業を行う区間に限って、0.5m程度以内の余裕幅を付加することができる。
- ② 最小曲線半径は6.0m程度とし、使用する林業機械の規格、積載する木材の長さを勘案して決定する。
- ③ 縦断勾配は概ね18% (10°) 程度以下とし、土地の制約等から必要な場合は、短区間に限り25% (14°) 程度とする。なお、勾配は雨水の分散排水を考慮した波形勾配とする。

### (2) 切土

- ① 切土工では、盛土との均衡を念頭に切土量を極力少なくするよう努め、切土のり面は直切りを基本とする。また、切土のり面の高さは1.5m程度以内を基本とする。
- ② なお、地質や土質等の条件に応じて、切土高が高くなる場合のり面勾配は、よく締まった崩れにくい土砂の場合は6分 (59°)、風化の進度又は節理の発達の違い岩石の場合は3分 (73°、岩石) とし、地質や土質等の条件に応じて切土のり面勾配を調整する。

### (3) 盛土

- ① 盛土については、強固な路体を作設するため、盛土は複数層に区分し、各層ごとに30cm程度の厚さとなるようバケット背面及び覆帯で十分締固めながら積み上げる。

なお、盛土のり面が高くなる場合や緊結度の低い土砂の場合は、丸太組

工等により補強すること。

② のり面勾配は、1割（45°）程度を基本とする。

③ 作設過程で発生する伐根やはぎ取り表土は、のり面保護工に活用し、転石は路体に埋設して路体強化に活用する。

なお、伐根を丸ごと路体に埋設することは、締固めが難しくなるため避ける。

また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜から、のり面保護工への活用に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図ること。

④ 盛土量の調整は、山側から谷側への横方向だけでなく掘削箇所前後の縦方向も加えて行う。

(4) 切土量と盛土量の均衡に留意し、捨て土を発生させないように努める。

#### 4 施工管理

事業終了時には、洗堀を防ぐための水切り等を登坂部分等に講ずるものとする。

#### 5 望ましい路網整備の考え方

地形・傾斜、作業システムに対応する別紙「地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準の目安」を踏まえ、効率化を最大限に発揮するために必要な路網を整備する。

### 第3 集材路及び土場（主伐時）

#### 1 伐採及び搬出に係るチェックリスト等の提出及び確認

① 集材路及び土場を作設する必要があるときは、主伐時における伐採・搬出指針に基づき現地踏査を行い、現地に簡易な木杭等で計画線形を標示するとともに、計画線形を明示した図面（1/5000）を、森林官等に提出する。なお、森林作業道と集材路及び土場を作設する場合は、森林作業道の路線計画図に集材路及び土場をかん入する。

② 計画線形を明示した図面の提出に併せて、伐採及び搬出に係るチェックリストを森林官等に提出する。

③ 作業開始前に線形、構造物の設置及び支障木の範囲、伐採及び搬出に係るチェックリストについて、森林官等の確認を受ける。

④ 集材路及び土場の計画に変更が生じたときは、その変更について森林官等に申請し、確認を受ける。

#### 2 集材路及び土場の計画及び施工

集材路及び土場については、主伐時における伐採・搬出に当たっての一時的な利用を前提としているため、原則として丸太組工、暗きよ等の構造物を必要

としない配置とし、以下に留意する。

(1) 林地保全に配慮した集材路及び土場の配置及び作設

- ① 資料及び現地踏査により、伐採する区域の地形、地質、土質、気象条件、湧水、地表水の局所的な流入などの水系、土砂の流出又は地割れの有無等を十分に確認する。その上で、集材路又は土場の作設によって土砂の流出又は林地の崩壊が発生しないよう、集材方法及び使用機械を選定し、必要最小限の集材路又は土場の配置を計画する。
- ② 立木の伐採・搬出に当たっては、地形、地質、土質、気象条件等に応じて路網と架線を適切に組み合わせる。特に、急傾斜地など現地条件が悪く土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の更新又は土地の保全に支障を来す場所（※）において立木の伐採・搬出する場合には、地表を損傷しないよう、集材路の作設を避け、架線集材により行う。また、やむを得ず集材路又は架線集材のための土場の作設が必要な場合には、法面を丸太組みで支えるなどの十分な対策を講じる。  
※林地の更新又は土地の保全に支障を来す場所の例
  - ・地山傾斜35°以上の箇所
  - ・火山灰、軽石、スコリヤ、マサ土、粘性土の箇所
- ③ 集材路又は土場の作設開始後も土質、水系その他の伐採現場の状態に注意を払い、集材路及び土場の配置がより林地の保全に配慮したものとなるようにする。
- ④ 集材路の線形については、ヘアピンカーブ等の曲線部を除き、極力等高線に合わせる。
- ⑤ ヘアピンカーブを設置する必要がある場合においては、尾根部その他の地盤の安定した箇所に設置する。
- ⑥ 集材路又は土場の作設により露出した土壌から土砂が流出し、濁水や土砂が溪流へ直接流入することを防ぐため、一定幅の林地がろ過帯の役割を果たすよう、集材路及び土場は溪流から距離をおいて配置する。また、土質が溪流の長期の濁りを引き起こす粘性土である場合は、集材路又は土場の作設を可能な限り避けるものとする。やむを得ず作設を行う必要があるときは、土砂が溪流に流出しないよう必要に応じて編柵工等を設置する。
- ⑦ 集材路については、沢を横断する箇所が少なくなるように配置する。急傾斜地の0次谷を含む谷地形や破碎帯など一般的に崩壊しやすい箇所をやむを得ず通過する必要がある場合は、通過する区間を極力短くするとともに、幅員、排水処理、切土等を適切に実施する。
- ⑧ 伐採する区域内のみで集材路の適切な線形、配置、縦断勾配等を確保することが困難な場合には、当該区域の隣接地を経由するよう努める。このとき、集材路の作設に当たっては、森林官等と協議等を行う。

## (2) 周辺環境への配慮

- ① 集材路及び土場については、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象又は水道の取水口が周囲にない箇所を基本とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避けるものとする。ただし、やむを得ず作設する場合は、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象に対し土砂、転石、伐倒木等が流出又は落下しないよう、必要に応じて保全対象の上方に丸太柵工等を設置する等の対策を講じる。
- ② 生物多様性の保全のため、希少な野生生物の生育又は生息情報を知ったときは、線形及び作業の時期の変更等の必要な対策を検討し実施する。
- ③ 集落、道路等からの景観に配慮し、必要最小限の集材路及び土場の配置及び作設方法となるよう調整する。

## (3) 路面の保護と排水の処理

路面の横断勾配を水平にした上で、縦断勾配を可能な限り緩やかにし、かつ、波形勾配を利用することにより、こまめな分散排水を行うものとする。これによることが困難な場合又は地下水の湧出、地形的な条件による地表水の局所的な流入若しくは滞水がある場合は、状況に適した横断溝等を設置する。

このほか、以下の点に留意する。

- ① 横断溝等については、路面の縦断勾配、当該区間の延長及び区間に係る集水区域の広がり、溪流横断の有無等を考慮して、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置する。
- ② 横断溝等やカーブを利用して分散排水する。排水が集中する場合は、安全に排水できる箇所（安定した尾根部や常水のある沢等）をあらかじめ決めておくものとし、排水先に適した箇所がない場所では、素掘り側溝等により導水する。
- ③ 溪流横断箇所においては、流水が道路等に溢れ出ないように施工し、作業期間中はその維持管理を十分に行うとともに、作業終了時には可能な限り原状に復旧する。
- ④ 洗い越し施工を行う場合においては、横断箇所では集材路の路面に比べ低い通水面を設けることで、流水の路面への流出を避けるようにする。通水面については、一箇所に流水が集中して流速が高まることのないよう、水が薄く流れるように設計し、洗い越しの侵食を防止するものとする。越流水が生じて水が濁りが発生しにくくなるよう大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、土砂の流出のおそれがある場合は、撤去する。
- ⑤ 曲線部に雨水が流入しないよう、曲線部上部入口手前で排水する。
- ⑥ 地下水の湧出又は地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滞水がある場合は、大雨時の状況も想定した上で、適切な形状及び間隔で側溝や横断排水施設を設置し排水する。

- ⑦ 丸太を利用した開きよ等を設置する場合は、走行する林業機械等の重量や足回りを考慮するものとする。また、横断溝等の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩や石で水たたきを設置する、植生マットで覆う等の処理を行う。
- ⑧ 水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて盛土のり面の保護措置をとるものとする。なお、木材等の積載時の下り走行におけるブレーキの故障及び雨天又は凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避ける。

#### (4) 切土・盛土

集材路及び土場については、締固めを十分に行った堅固な土構造による路体とすることを基本とする。

また、切土又は盛土の量を抑えるために、幅員や土場等の広さは作業の安全を確保できる必要最小限のものとし、切土又は盛土の量を調整するなど原則として残土処理が発生しないようにする。やむを得ず残土が発生しそれを処理する場合には、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）をはじめとする各種法令に則して適切に処分する。

##### ① 切土

切土については、事業現場の地山の地形、地質、土質、気象条件、林業機械等の作業に必要となる空間などを考慮しつつ、発生土量の抑制と切土のり面の安定が図られるよう適切に行う。

切土高は傾斜が急になるほど高くなるが、ヘアピンカーブの入口など局所的に1.5mを超えざるを得ない場合を除き、切土のり面の安定や機械の旋回を考慮し1.5m程度以内とすることとし、高い切土が連続しないようにすることが望ましい。

切土のり面勾配については、よく締まった崩れにくい土砂の場合は6分、風化の進度又は節理の発達の違い岩石の場合は3分を標準とし、地形、地質、土質、気象条件等の条件に応じて切土のり面勾配を調整する。

なお、土質が、岩石であるときや土砂であっても切土高が1.2m程度以内であるときは、直切が可能な場合があり、土質を踏まえ検討する。

崖すいでは切土高が1mでも崩れる一方、シラスでは直切が安定するなどの例もあり、直切の可否は土質、近傍の現場の状況等を基に判断する。

##### ② 盛土

ア 盛土については、事業現場の地山の地形、地質、土質、気象条件、集材路の幅員、林業機械等の重量等を考慮し、路体が支持力を有し安定するよう適切に行う。

堅固な路体を作るため、盛土は複数層に区分し、各層ごとに30cm程度の厚さとなるよう十分に締め固めて施工する。

イ 盛土のり面勾配については、盛土高や土質等にもよるが、概ね1割より緩い勾配とする。やむを得ず盛土高が2mを超える場合は、1割2分より緩い勾配とする。

ウ ヘアピンカーブにおいては、路面高と路線配置を精査し、盛土箇所を谷側に張り出す場合には、締固めを繰り返し行うなどして、路体に十分な強度をもたせるようにする。

エ 小渓流や沢、湧水が見られる箇所、地形的な条件による地表水の局所的な流入がある箇所では、盛土を避け、土場は設置しない。やむを得ずそのような場所に盛土する場合には、2（3）に留意して横断溝等を設置する。

オ 盛土の土量が不足する場合は、安易に切土を高くして山側から谷側への横方向での土量調整を行って補うのではなく、当該盛土の前後の路床高の調整など縦方向での土量調整を行う。

#### 第4 伐採・造材・集運材における作業実行上の配慮（主伐時）

- 1 集材路及び土場については、作業が終了して次の作業まで一定期間使用しない場合には、流路化による土砂の流出防止や、植生回復に配慮し、路面に枝条を敷設するなどの措置を講じる。
- 2 集材路又は土場の路面のわだち掘れ、泥濘化及び流路化を避けるため、降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。やむを得ず通行する場合には、丸太の敷設等により、路面のわだち掘れ等を防止する。
- 3 やむを得ず伐採現場が人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象の周囲に位置する場合には、伐倒木、丸太、枝条及び残材、転石等の落下防止に最大限の注意を払い、必要な対策を実施する。

#### 第5 事業実施後の整理（主伐時）

##### 1 枝条及び残材の整理

- ① 枝条及び残材については、木質バイオマス資材等への有効利用に努める。
- ② 枝条又は残材を伐採現場に残す場合には、以下の点に留意する。

ア 伐採後の植栽作業を想定して、伐採作業時から伐採後の地拵え等の作業が効率的に行えるよう枝条等を整理するとともに、造林事業者が決まっている場合は、造林事業者と現場の後処理等の調整を図る。

イ 林地の表土保護を目的とした枝条の敷設による整理を行うなど、枝条又は残材を置く場所を分散させ、杭を打つなどの対策を講じる。

ウ 天然更新を予定している区域では、枝条等が萌芽更新、下種更新等の妨げとならないように留意し、枝条等を山積みをするのを避ける。

エ 枝条等が出水時に溪流に流れ出ること、雨水を滞水させること等により林地崩壊を誘発することがないように、沢に近い場所、溪流沿い、集材路、

土場、林道等の道路脇に積み上げないこと。

## 2 集材路及び土場の整理

- ① 集材路及び土場については、原則として植栽等により植生の回復を促すものとする。また、路面水の流下状況等を踏まえ、植生が回復するまでの間、土砂の流出等が抑えられるよう、十分な深さの横断溝等、植生回復まで耐えうる排水処置を行うものとする。なお、植生回復のため作設時に剥ぎ取った表土の埋め戻しを行う場合は、これらの表土が流出しないようしっかりと締め固める。
- ② 立木の伐採・搬出に使用した資材、燃料等の確実な整理及び撤去を行う。

## 3 森林官等の現場確認

全ての作業が終了し、伐採現場を引き上げる前に、伐採現場における枝条及び残材等の整理の状況、集材路及び土場の整理の状況等を森林官等に報告し、確認を受ける。

## 第6 その他（主伐時）

集材路及び土場の作設に当たって、傾斜 $35^{\circ}$ 以上の箇所、保全対象が周囲に存在する箇所、一般的に崩壊しやすい箇所又は溪流沿いの箇所を通過する場合は、丸太組工等の構造物を設置する森林作業道として作設するものとし、当該構造物の設置により経済性を失う場合、環境面及び安全面での対応が困難な場合は、林道とタワーヤード等の組合せによる架線集材を行う。

## 地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準の目安

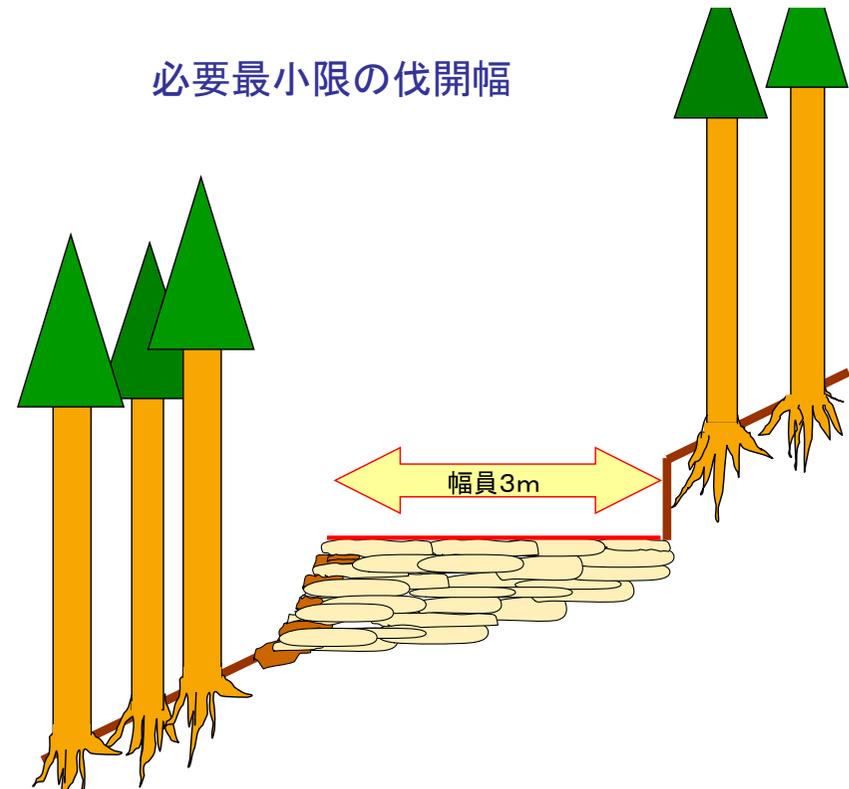
(単位：m/ha)

区分	作業システム	基幹路網			細部路網	路網密度
		林道	林業専用道	小計	森林作業道	
緩傾斜地 (0～15°)	車両系	15～20	20～30	35～50	65～200	100～250
中傾斜地 (15～30°)	車両系	15～20	10～20	25～40	50～160	75～200
	架線系				0～35	25～75
急傾斜地 (30～35°)	車両系	15～20	0～5	15～25	45～125	60～150
	架線系				0～25	15～50
急峻地 (35°～)	架線系	5～15	—	5～15	—	5～15

(参考)

## 保 残 木 標 準 断 面 図

切土のり面及び盛土側も、立木を出来る限り残すよう  
**必要最小限の伐開幅**とする



- 幅員は3mまでとする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性、作業性の確保の観点から、当該作業を行う区間に限って、0.5m程度の余裕幅を付加することができる。

## 伐採及び搬出に係るチェックリスト

年 月 日

伐採する者： \_\_\_\_\_

森林の所在場所： \_\_\_\_\_

チェック項目	確認
<p><b>(1) 伐採の方法及び区域の確認</b></p> <p>①伐採する区域の事前確認を行う。</p> <p>②林地や生物多様性の保全に配慮した伐採を行う。あらかじめ示された保護樹帯や保残木を保全する。</p>	<input type="checkbox"/>
<p><b>(2) 林地保全に配慮した集材路及び土場の配置及び作設</b></p> <p>①集材路又は土場の作設によって土砂の流出・林地の崩壊が発生しないよう集材方法や使用機械を選定（特約事項等で特定される場合を除く。）し、集材路又は土場の配置を必要最小限にする。</p> <p>②地形等の条件に応じて、路網と架線を適切に組み合わせる。急傾斜地など集材路等により林地の崩壊を引き起こすおそれがある場合等は、架線集材とする。</p> <p>③土場の作設では法面を丸太組みで支えるなどの崩壊防止対策等を講じる。</p> <p>④集材路又は土場の作設開始後も土質、水系等に注意し、林地の保全に配慮する。</p> <p>⑤集材路の線形は、極力等高線に合わせる。</p> <p>⑥ヘアピンカーブは地盤の安定した箇所に設置する。</p> <p>⑦集材路及び土場は溪流から距離をおいて配置する。</p> <p>⑧伐採現場の土質が粘性土の場合は、集材路又は土場の作設を避ける。やむを得ず作設する場合は、土砂が溪流に流出しない工夫をする。</p> <p>⑨集材路は、沢を横断する箇所が少なくなるよう配置する。急傾斜地の0次谷や破碎帯等を通過する場合は、通過する区間を極力短くし、排水処理等を適切に実施する。</p> <p>⑩伐採区域のみで集材路の適切な配置が困難な場合には、隣接地を経由することとし、森林官等と協議等を行う。</p>	<input type="checkbox"/>

チェック項目	確認
<p><b>(3) 周辺環境への配慮</b></p> <p>①集材路及び土場は、人家、道路、鉄道等の重要な保全対象又は水道の取水口が周囲にない箇所とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避ける。</p> <p>②やむを得ず作設する場合は、保全対象の上方に丸太柵工等を設置する。</p> <p>③希少な野生生物の生育等を知った場合は、森林官等と協議のうえ、線形及び作業時期の変更等を実施する。</p> <p>④集落、道路等からの景観に配慮し、必要最小限の集材路及び土場の配置とする。</p>	<input type="checkbox"/>
<p><b>(4) 路面の保護と排水の処理</b></p> <p>①路面の横断勾配を水平に、縦断勾配をできるだけ緩やかにし、波形勾配によりこまめな分散排水を行う。困難な場合等は状況に適した横断溝等を設置する。</p> <p>②横断溝等は、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置する。</p> <p>③安全に排水できる箇所をあらかじめ決め、素掘り側溝等により導水する。</p> <p>④溪流横断箇所は可能な限り原状復旧する。</p> <p>⑤洗い越し施工では、横断箇所でも路面より低い通水面を設ける。</p> <p>⑥曲線部では上部入口手前で排水する。</p> <p>⑦開きよ等は、走行する林業機械等の重量や足回りを考慮する。横断溝等の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩等の水たたきを設置する。</p> <p>⑧水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側を低くする排水方法とする場合は、盛土のり面の保護措置をとる。カーブの谷側を低くすることは避ける。</p>	<input type="checkbox"/>
<p><b>(5) 切土・盛土</b></p> <p>①集材路の幅及び土場の広さは必要最小限にする。</p> <p>②切土又は盛土の量を調整するなど、原則として残土処理が発生しないようにする。残土が発生した場合は、盛土規制法等に則して適切に処分する。</p> <p>③切土高は1.5m程度以内を目安（ヘアピン区間を除く。）とし、高い切土が連続しないようにする。</p> <p>④切土のり面勾配は地形等の条件に応じて調整する（土砂の場合は6分、岩石の場合は3分が標準の目安）。</p> <p>⑤盛土は地形、幅員、林業機械の重量等を考慮し、路体が支持力を有し安定するよう適切に行う。</p> <p>⑥盛土のり面勾配は概ね1割、やむを得ず盛土高が2mを超える場合は1割2分より緩くすることを目安とする。</p> <p>⑦地表水の局所的な流入がある箇所では、盛土を避け、土場は設置しない。やむを得ず盛土する場合には、横断溝等を設置する。</p>	<input type="checkbox"/>

チェック項目	確認
<p><b>(6) 作業実行上の配慮</b></p> <p>①集材路及び土場は、土砂の流出を防止するため、必要に応じ路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。</p> <p>②降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太の敷設等により、路面のわだち掘れ等を防止する対策を講じる。</p> <p>③伐採現場が人家、道路等の周囲に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下防止に最大限の注意を払い、必要な対策を実施する。</p>	<input type="checkbox"/>
<p><b>(7) 事業実施後の整理</b></p> <p>①枝条等を伐採現場に残す場合は、伐採後の植栽等を想定して枝条等を整理する。</p> <p>②表土保護のための枝条敷設等の場合は、置く場所を分散し、杭を打つなどの対策を講じる。</p> <p>③天然更新を予定している区域では、枝条等がその妨げにならないようにする。</p> <p>④枝条等が出水時に溪流に流れ出たりしないよう、溪流沿い等に積み上げない。溪流に流れ出たり、林地崩壊を誘発することがないように、適切な場所に整理する。</p> <p>⑤集材路及び土場は、横断溝等の排水処置を行う。</p> <p>⑥伐採・搬出に使用した資材・燃料等は確実に整理、撤去する。</p> <p>⑦伐採現場を引き上げる前に、集材路及び土場の枝条等の整理の状況について、森林官等から手直し等の指示があった場合は、必要な措置を講じる。</p>	<input type="checkbox"/>

# 入 林 届

殿

住所

氏名

印

令和 年 月 日付け 月 回で契約した物件の伐採搬出のため  
下記のとおり入林するので届け出します。

記

入 林 の 場 所	国 有 林 官行造林	林班	小班
入 林 の 期 間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日		
事業実行責任者 住 所 ・ 氏 名	市郡	町村 電話	字
現 場 責 任 者 住 所 ・ 氏 名	市郡	町村 電話	字
入 林 予 定 者 数			名
摘 要			

注：1. この届出は契約日以降，入林日以前に森林事務所へ提出してください。

2. 入林の場所は契約物件の所在地とします。

3. 入林の期間は搬出期間内とします。

年 月 日

森林管理（支）署長 殿

住所  
氏名（名称）

## 放 棄 届

私所有の下記物件の所有権を放棄し、国に帰属することに異議はありません。

### 記

- 1 放棄物件の所在地
- 2 放棄物件の種類
- 3 放棄物件の数量

- 注) 1 種類、数量は詳細に記載すること。  
2 立木にあつては、樹種、胸高直径、樹高、本数及び材積を記載すること。  
3 丸太にあつては、樹種、末口径、長さ、本数及び材積を記載すること。  
4 建物にあつては、建物ごとの建面積及び延面積を記載すること。

専決事項第 号

文書番号表示印				主査	起案	公印	文書管		
					年	月	日	押印者	理責任者
					月	日			
					施行				
					年	月	日		
に検査を命ずる。									
長									
報告期限 令和 年 月 日									

搬出済届・返地届

令和 年 月 日

殿

住所  
氏名

印

下記事項についてお届けします。

1. 産物の搬出について

物件の所在地 (林小班)	契約年月日	月 回	搬出完了年月日
	令和 年 月 日	月 回	令和 年 月 日
	令和 年 月 日	月 回	令和 年 月 日
	令和 年 月 日	月 回	令和 年 月 日

2. 土地の返地について

貸付、使用、使用許可、 使用承認、無料利用承認	契約等年月日	令和 年 月 日	使用をやめた年月日
	番 号	第 号	年 月 日
所在地	県 市 町 村大字 字 国有林 林班 小班		
用途	面積	期間	備考
	h a		

## 青森県マツ類の伐採・移動・利用に関する留意事項

～松くい虫被害の拡大を防ぐために～

青森県農林水産部林政課

松くい虫被害（正式名称：マツ材線虫病）は、マツノマダラカミキリ（以下「カミキリ」という）媒介昆虫の移動に伴いマツノザイセンチュウ（以下「センチュウ」という）が健全なマツに感染することで被害が拡大するため、これらが付着した木材を移動させることや、生立木等の伐採・枝払い等の作業によって媒介昆虫を誘引する成分を揮発させる行為は、被害の更なる拡大につながります。

このため、本留意事項では、広く木材を扱う関係者の皆様が、マツ類の木を伐採・移動・利用する際に守っていただきたい事項を定めたものですので、以下の事項を遵守頂くよう御協力願います。

○マツ類 … マツ科マツ属の樹種（アカマツ、クロマツ、ゴヨウマツ等）

### 留意事項一覧（詳細は次ページから記載）

地域区分 留意事項	(A) 被害発生市町村	(B) 被害発生 隣接市町村	(C) A・B以外の 市町村
① 生立木等の伐採 (6月～9月)	× 行わないこと	× 行わないこと	× 極力行わないこと
② マツ類の市町村外 への移動	× 行わないこと	— 対象外	— 対象外
③ 県外を含む被害地 域からの材の移動	× 行わないこと	× 行わないこと	× 行わないこと
④ 被害木の駆除 (10月～翌年5月)	○ 確実に駆除	— 対象外	— 対象外
⑤ 枯死木の情報提供	○ 速やかに連絡	○ 速やかに連絡	○ 速やかに連絡

A：南部町、深浦町

B：八戸市、三戸町、五戸町、新郷村、田子町、鱒ヶ沢町

C：AとBを除く県内32市町村



# 留意事項の詳細

## ① 生立木等の伐採

6月～9月の間は、媒介昆虫が盛んに活動する期間であるため、この間に生立木等の伐採・枝払い等の作業をすると、伐採木等から発する匂いにカミキリが誘引され、被害を呼び込むことにつながります。

このため、被害発生市町村と被害発生隣接市町村では、この期間における伐採は行わないでください。

また、その他の市町村においても極力行わないでください。

なお、伐採木を林内に残置することも、被害を呼び込むことにつながるため、林外に搬出してください。

○ 「巻枯らし<sup>※</sup>」は、実施から枯れるまでの期間が不明であり、カミキリ活動期に枯れた場合は、被害を呼び込むことにつながるため、全県において年間を通して行わないでください。

※巻枯らし…樹皮と形成層の部分を環状に剥がし、立木の状態で木を枯らす方法

### ○ やむを得ず6月～9月の間に伐採する必要がある場合

- ・ 作業内容について伐採地を所管する地域県民局に相談し、実施の際は伐採木を林内に放置せず、枝条も含む全木を早急に林外に搬出し、破碎後の厚さが6mm(木材チップパーにより破碎する場合は15mm)以下になるよう破碎するか、焼却処理してください。
- ・ 伐根から生じる匂いもカミキリを誘引するので、伐根の高さを確認し、地際から高さ約10cm以下となるように再切断し、木口面に樹脂剤を塗るか、ビニールシート等で被覆してください。

## ② マツ類の市町村外への移動

被害木(枯死木、衰弱木した木を含む)には、カミキリやセンチュウが潜んでいる可能性があり、移動先でカミキリが脱出し、新たな被害が発生することが懸念されます。

このため、被害木は、原則として、市町村外へ移動しないでください。

また、健全とみられる木であっても、同様の可能性があることから、極力、市町村外へ移動しないでください。

県外の被害地域のマツ類も、同様に未被害市町村へ持ち込まないでください。

⚠ 被害木を故意に移動させることは、森林病虫害等防除法の違反行為になります。

・ 同法第13条及び第16条により、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金。

### ③ 被害木の駆除処理

被害木に潜んでいる媒介昆虫は、例年6月中旬頃から羽化・脱出し始めるため、原則として5月末までに駆除処理を行ってください。

6月～9月の間でも、被害状況に応じて緊急的に駆除する場合があります。

### ④ 枯れた木に関する情報提供及び問合せ先

枯れた木は、カミキリやセンチュウが潜んでいる可能性があります。  
発見した際には、県、各市町村、森林組合等へ連絡をお願いします。

また、本留意事項について不明な点や、やむを得ず留意事項を遵守することが困難な場合等は、下記問合せ先のうち、伐採地を所管する農林水産事務所までご相談ください。

### 本留意事項に関する問合せ

問合せ窓口	電話番号	住所
青森県農林水産部林政課森林保全グループ	017-734-9522	青森市長島一丁目 1-1
東青農林水産事務所林業振興課	017-734-9962	青森市長島二丁目 10-3
中南農林水産事務所林業振興課	0172-33-3857	弘前市蔵主町 4
三八農林水産事務所林業振興課	0178-23-3595	八戸市尻内町字鴨田 7
西北農林水産事務所林業振興課	0173-72-6613	鱒ヶ沢町大字舞戸町 字鳴戸 384-37
上北農林水産事務所林業振興課	0176-24-3379	十和田市西十二番町 20-12
下北農林水産事務所林業振興課	0175-23-6855	むつ市中央一丁目 1-8

## 青森県ナラ類の伐採・移動・利用に関する留意事項

青森県農林水産部林政課

ナラ枯れ被害（正式名称：ブナ科樹木萎凋病）は、カシノナガキクイムシ（以下「カシナガ」という）という媒介昆虫の移動に伴い被害が拡大するため、これらが付着した木材を移動させることや、生立木等の伐採・枝払い等の作業によって媒介昆虫を誘引する成分を揮発させる行為は、被害の更なる拡大につながります。

また、ナラ枯れ被害は、カシナガの生態から高齢の大径木ほど被害を受けやすいとされています。

このため、本留意事項では、広く木材を扱う関係者の皆様が、県内市町村の被害状況に応じた「ナラ類の伐採・移動・利用」の際に守っていただきたい事項を定めたものですので、以下の事項を遵守頂くよう御協力願います。

○ナラ類 … ブナ科のうちブナ属を除く樹種（ミズナラ、コナラ、カシワ、クリ等）

### 留意事項一覧（詳細は次ページから記載）

区分	生立木の伐採	移動・利用	
		未被害木	被害木
被害発生市町村 (A)	6月～9月は伐採しない	【移動】ナラ類は原則として、 <u>B</u> へ移動しない	
		・10月から翌年の5月の期間に確実に利用する場合、 <u>A</u> <u>B</u> へ移動可	・10月から翌年の5月の期間に確実に利用場合は <u>A</u> で移動可
		【利用】5月までに利用すること	
		【薪利用】カシナガが蛹化する前の3月末までに割材すること	
		・健全木であることを十分に確認した上で <u>A</u> <u>B</u> への移動可	・原則として、 <u>A</u> で利用 ・ <u>B</u> に移動する場合は、割材した翌シーズンの10月以降
未被害市町村 (B)	6月～9月は極力伐採しない	伐採木の移動や利用について制限なし 【利用】 <u>A</u> からカシナガを誘引する可能性があるため、伐採木等は放置せず、5月までに利用すること	

A：青森市、平内町、外ヶ浜町、今別町、蓬田村、弘前市、黒石市、大鰐町、五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、板柳町、鶴田町、中泊町、横浜町、六ヶ所村、むつ市、大間町、東通村、佐井村

B：平川市、西目屋村、藤崎町、田舎館村、八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、東北町、おいらせ町、風間浦村

利用期間…被害木に潜んでいる媒介昆虫は、例年6月中旬頃から羽化・脱出し始めるため、シーズン(7月～翌年6月)内に確認された被害木の利用については、原則として同シーズンの5月までとする

利用方法…破砕(粉碎)・チップ化・ペレット化、焼却、炭化、製材

## ナラ枯れ被害発生市町村位置図

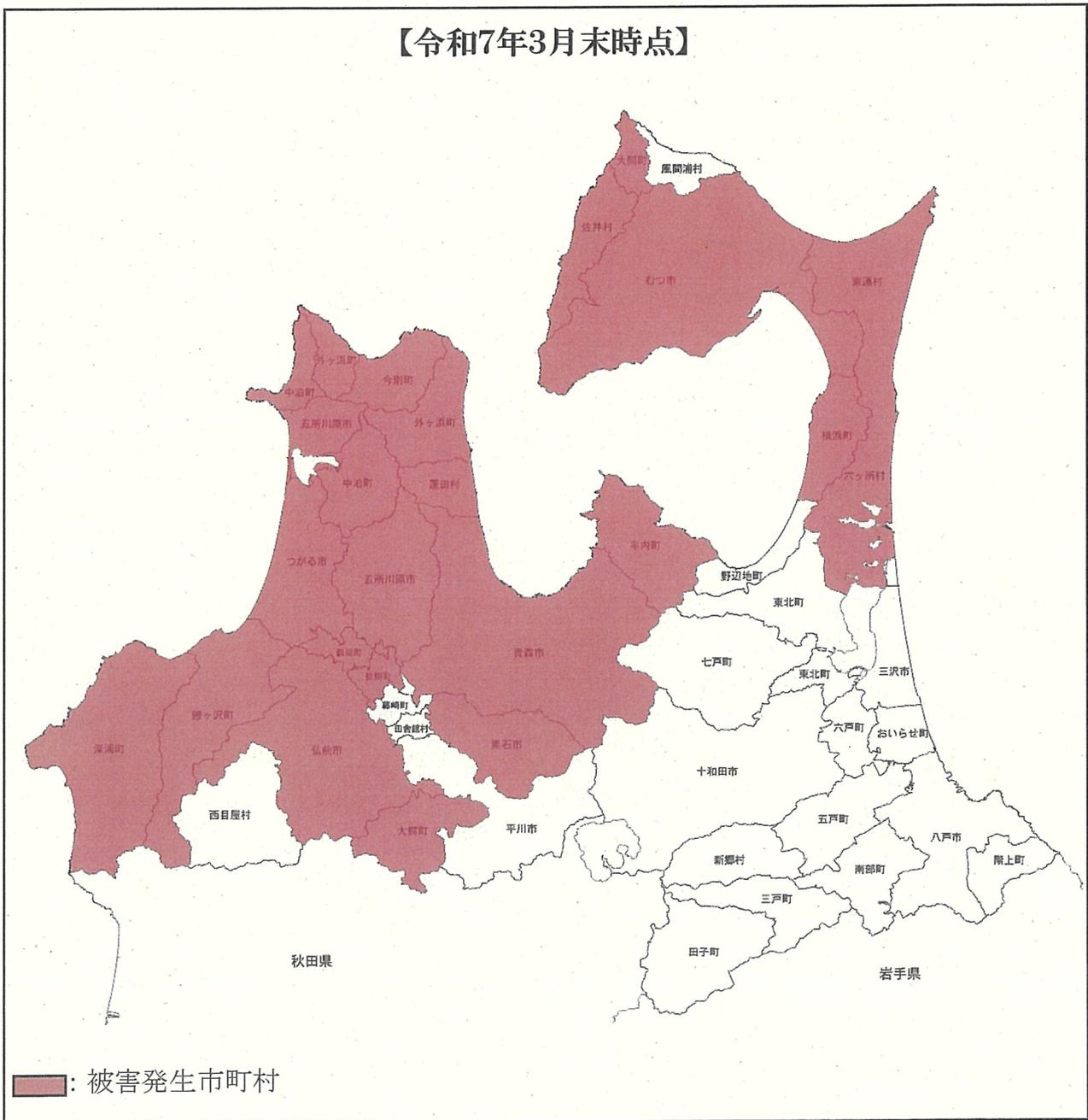
被害発生市町村は下図のとおりで、民国の被害状況を含めたものになります。

被害状況は変化しますので、ご覧いただいている留意事項と最新の被害状況が異なる場合があります。

最新の被害状況は県ホームページ及び、⑤に定める「枯れた木に関する情報提供及び問合せ先」にご連絡ください。



こちらのQRコードを読み取ると、県ホームページにアクセスできます



## 留意事項の詳細

### ① 生立木等の伐採

6月～9月の間は、カシナガが盛んに活動する期間であるため、この間に生立木等の伐採・枝払い等の作業をすると、伐採木等から発する匂いにカシナガが誘引され、被害を呼び込むことにつながります。

このため、被害発生市町村では、この期間に伐採を行わないでください。

また、未被害市町村においても極力行わないでください。

なお、伐採木を林内に残置することも、被害を呼び込むことにつながるため、林外に搬出してください。

- 「巻枯らし<sup>\*</sup>

は、実施から枯れるまでの期間が不明であり、カシナガ活動期に枯れた場合は、被害を呼び込むことにつながるため、全県において年間を通して行わないでください。

### ○ やむを得ず6月～9月の間に伐採する必要がある場合

- ・ 作業内容について伐採地を所管する農林水産事務所に相談し、実施の際は伐採木を林内に放置せず、枝条も含む全木を早急に林外に搬出し、破碎後の厚さが6mm（木材チップーにより破碎する場合は15mm）以下になるよう破碎するか、焼却処理してください。
- ・ 伐根もカシナガを誘引するので、伐根の高さを確認し、地際から高さ10cm以下となるように再切断し、木口面に樹脂剤を塗るか、ビニールシート等で被覆してください。

【スケジュール】

	1シーズン			2シーズン												3シーズン											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
被害発生市町村			伐採しない													伐採しない											
			カシナガ活動期													カシナガ活動期											
未被害市町村			極力伐採しない													極力伐採しない											

## ② ナラ類の移動

被害木（枯死木、衰弱木、枯れていないがフラスが確認された木を含む）には、カシナガが潜んでいる可能性があり、移動先でカシナガが脱出し、新たな被害が発生することが懸念されます。

このため、被害発生市町村内のナラ類は、原則として、市町村外へ移動しないでください。

また、健全とみられる木であっても、同様の可能性があることから、極力、市町村外へ移動しないでください。

県外の被害地域のナラ類も、同様に未被害市町村へ持ち込まないでください。

⚠ 被害木を故意に移動させることは、森林病虫害等防除法の違反行為になります。  
・同法第13条及び第16条により、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金。

### 【被害発生市町村からの移動の特例】

被害を受ける前にナラ類を伐採し森林を更新することは、被害拡大防止につながりますが、本留意事項が更新伐の妨げにならないよう、伐採後に適切に利用される場合は、下記区分を遵守頂いた上で、移動できるものとします。

#### (1) 被害木

10月から翌年の5月の期間に確実に利用する場合は、被害発生市町村間の移動は可能とする。

#### (2) 未被害木

10月から翌年の5月の期間に確実に利用する場合は、被害発生市町村及び未被害市町村への移動を可能とする。

未被害木の利用は③、④に定める「伐採木の利用」に準ずる。

#### 【スケジュール】

		1シーズン			2シーズン									3シーズン													
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
被害発生市町村	被害木																										
	未被害木																										
未被害市町村																											

カシナガ活動期：6月～9月

移動可能期間：10月～5月

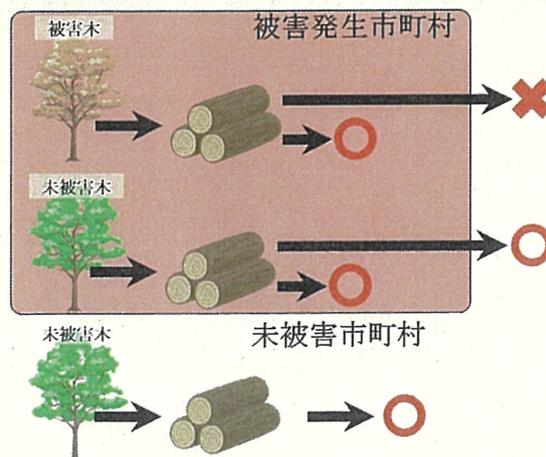
被害発生市町村間移動：被害木（10月～5月）、未被害木（10月～5月）

被害発生市町村→未被害市町村移動：被害木（10月～5月）、未被害木（10月～5月）

被害発生市町村→被害発生市町村外移動：被害木（×）、未被害木（○）

被害発生市町村→被害発生市町村外移動（被害木）：5月までに利用する場合は移動可能

被害発生市町村→被害発生市町村外移動（未被害木）：5月までに利用する場合は移動可能





**(1) 被害木を加工した薪**

3月までに確実に割材する場合は、被害発生市町村間の移動は可能とする。  
 未被害市町村に移動する場合は、薪内に潜んでいる可能性があるカシナガが羽化脱出した後の、割材した翌シーズンの10月以降から可能とする。

**(2) 未被害木を加工した薪**

健全木である（穿入孔がなく、フラスが出ていない）ことを十分に確認し、  
 3月までに確実に割材する場合は、被害発生市町村及び未被害市町村への移動を可能とする。

※薪加工…1辺の長さ7～8cm程度に割材したものを指す。

**【スケジュール】**

		1シーズン			2シーズン						3シーズン														
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
被害発生市町村	被害木																								
	未被害木																								
カシナガ活動期																									
未被害市町村	被害木																								
	未被害木																								

スケジュール詳細説明:  
 - 被害発生市町村の被害木: 3月までに割材（黄色い矢印）。カシナガ活動期（6月～9月）中は移動不可（赤い矢印）。10月以降は被害発生市町村間で保管（灰色の矢印）可能。  
 - 被害発生市町村の未被害木: 3月までに割材（黄色い矢印）。カシナガ活動期中は移動不可。10月以降は被害発生市町村へ移動可能（赤い矢印）。  
 - 未被害市町村: 3月までに割材（黄色い矢印）。カシナガ活動期中は移動不可（赤い矢印）。10月以降は被害発生市町村へ移動可能（赤い矢印）。

**⑤ 枯れた木に関する情報提供及び問合せ先**

枯れた木は、カシナガが潜んでいる可能性があります。

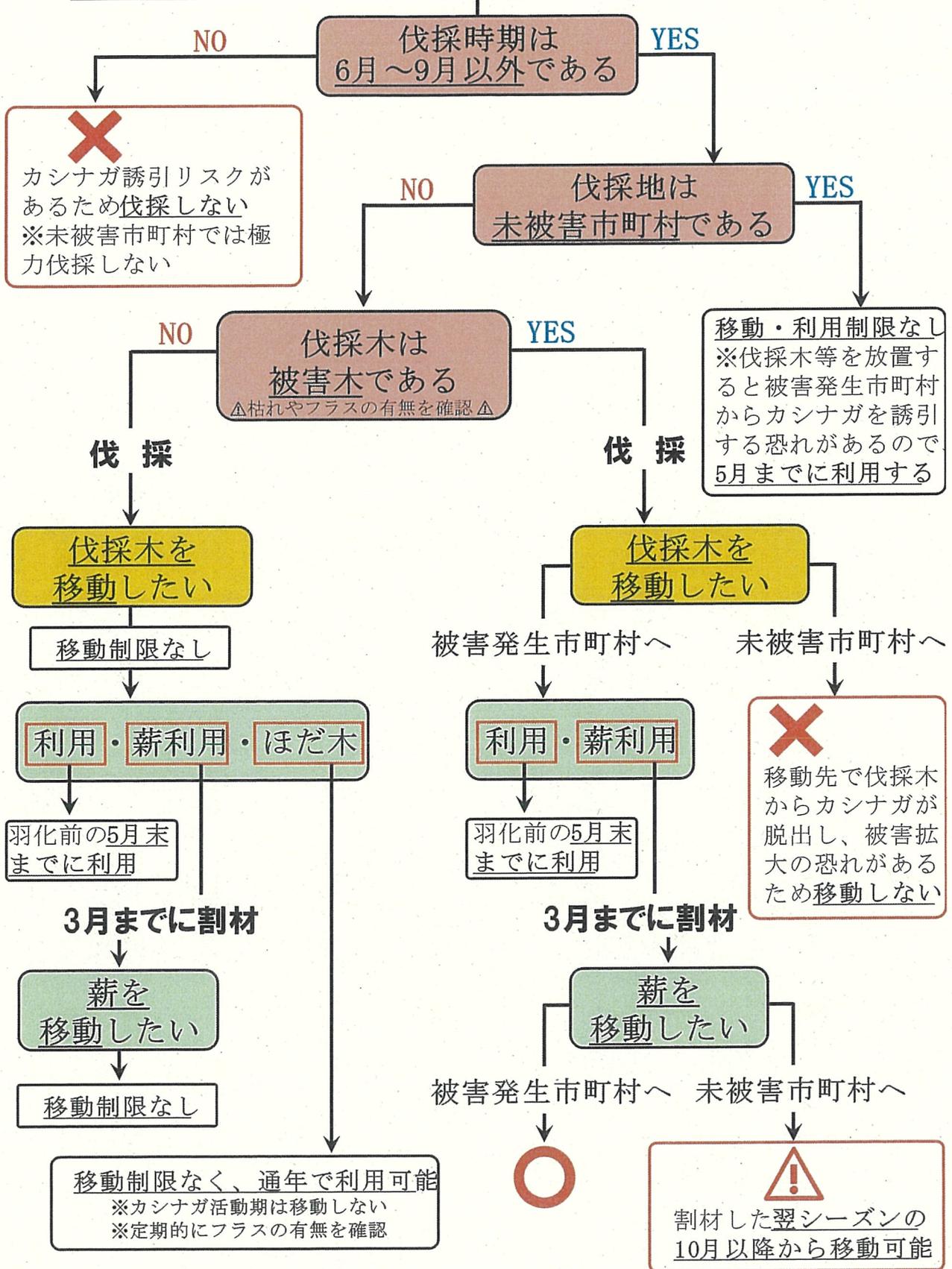
発見した際には、県、各市町村、森林組合等へ連絡をお願いします。

また、本留意事項について不明な点や、やむを得ず留意事項を遵守することが困難な場合等は、下記問合せ先のうち、伐採地を所管する農林水産事務所までご相談ください。

**本留意事項に関する問合せ**

問合せ窓口	電話番号	住所
青森県農林水産部林政課森林保全グループ	017-734-9522	青森市長島一丁目 1-1
東青農林水産事務所林業振興課	017-734-9962	青森市長島二丁目 10-3
中南農林水産事務所林業振興課	0172-33-3857	弘前市蔵主町 4
三八農林水産事務所林業振興課	0178-23-3595	八戸市尻内町字鴨田 7
西北農林水産事務所 鱒ヶ沢水産事務所林業振興課	0173-72-6613	鱒ヶ沢町大字舞戸町 字鴨戸 384-37
上北農林水産事務所林業振興課	0176-24-3379	十和田市西十二番町 20-12
下北農林水産事務所林業振興課	0175-23-6855	むつ市中央一丁目 1-8

留意事項を踏まえたナラ類の取扱いフロー



契約番号

立木販売

# 売 買 契 約 書 (案)

売買物件の 所在場所	青森県〇〇〇〇 字〇〇国有林〇〇〇林小班			面積(ha)
売買物件の 種類及び数量	区 分	樹 種	本数(本)	材積(m3)
	立 木			
	内 訳 別紙「物件明細書」の通り			
売買代金	売 買 代 金			円
	うち消費税抜代金			円
	消費税(10%)			円
契約保証金	免除			円
売買代金の分収額	官収分	分 収 額		円
		うち消費税抜代金		円
	民収分	分 収 額		円
		うち消費税抜代金		円
官行造林立木竹				
分収造林立木竹				
分収育林立木竹	分収権者			

売買代金納付の方法	現金納付分	売買金額		円	納付期限	契約締結の日から20日以内
	延 納 分	延納金額		円	延納期間	~ 日間
		延納利息		円		
		延納担保金額		円 以上	担保の種類	
		延納利率	年	%	同提供期限	契約締結の日から20日以内
	分割延納分	延納金額		円	延納期間	~ 日間
		延納利息		円		
		延納担保金額		円 以上	担保の種類	
延納利率		年	%	同提供期限		
売買物件の 引渡方法	区域	売買物件の 引渡期間(期限)	代金納付の日又は延納担保提供の日から 15日以内 起算して (概算の場合の最終期限 )			
売買物件の 搬出期間(期限)	引渡の日から起算して ○ヶ月 (期限 )					
売買(使用) 目的の指定				施設設置等 の指定		
特約事項	別紙の通り					

\* 概算売買の場合には、上記の売買物件の種類及び数量は予定、売買代金は概算売買代金である。

\* 本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採にあたって森林に関する法令に照らし手続きが適切になされた森林の立木である。

売渡人と買受人は、本契約書及び国有林野事業林産物売買契約約款によって売買契約を締結したので、その証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

売 渡 人 分任契約担当官 三八上北森林管理署長 古川 繁樹

登録番号 T8000012050001

買 受 人

令和7年度

売 払 物 件 一 覧 表

施行月日 令和8年2月25日(水)

施行場所 三八上北森林管理署

売払 番号	物件所在地	樹 種	林 齢	伐採 方法	面 積	本 数	幹材積	単材積	物件の特徴等	搬出期間	入札結果			
											応札 枚数	住所氏名	住所氏名	落否
												2番札(金額)	1番札(金額)	
26	田子町 速瀬・滝沢出口旧官行造林 2ろ2(1伐区)	スギ・アカ・ 他広	67	皆伐	10.21	11,702	4,347.00	0.37	旧官行造林 水源かん養保安林	36ヶ月				
	田子町 速瀬・滝沢出口旧官行造林 2ろ5(1伐区)	スギ・他広	67	皆伐	1.35	1,421	636.77	0.45	旧官行造林 水源かん養保安林	36ヶ月				
計					11.56	13,123	4,983.77							

公 売 物 件 明 細 書 ( 立 木 )

物件番号		26 (合算)		特記事項		主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級											
物件所在地	遠瀬・滝沢出口 旧官行造林 2ろ2・2ろ5 (1伐区) 林小班		1. 本売払い物件は、皆伐林分であり標準地調査にて材積集計している。 また、売払い立木以外の立木に損傷を与えてはならない。	樹種	種類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
	10cm 以下	12cm ～20					22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)		
調査方法	標準地		2. 本売払い物件は保安林であるため、搬出等にあつては、森林法第34条2項の手續き完了後でなければ着手できないので、買受人は事前に作業仕組計画書を森林管理署に提出して、承認を受けるものとする。 また、作業仕組計画書の内容を変更する場合及び売払物件区域外の保安林に係る場合も同様とする。	スギ	生立木	一般材		346	304	196	90	16		952	549.46		
伐採方法	皆伐			スギ	生立木	低質材	106	89						195	11.17		
面積 (h a)	11.56		3. 本売払い物件は保安林であり、伐採後更新(植林)を伴うことから、森林作業道の線形及び路網密度については土地所有者からあらかじめ、指示・承諾を取ること。	アカマツ	生立木	一般材		633	2,027	1,361	308	36		4,365	3,334.59		
林齢 (年)	67			アカマツNA	生立木	低質材		47	12	12				71	21.47		
搬出期間 (ヶ月)	36		4. 本売り払い物件近隣において現在土地所有者も伐採を行っていることから、運材については運材計画を作成し、土地所有者と十分協議のうえ搬出を行うこと。	N計			106	1,115	2,343	1,569	398	52		5,583	3,916.69		
契約関係	旧官行造林			クリ	生立木	一般材				70	12	12			94	58.30	
民収分納入方法	-		5. 搬出路を計画する際、土地所有者の土地を横断しなければならない場合は、土地所有者の承認を得ること。	ミズナラ	生立木	一般材				12	36			48	30.38		
法令制限、その他留意事項				オニグルミ	生立木	一般材				12					12	3.99	
保安林	水源かん養		6. 搬出の際に必要な土場については土地所有者も伐採を行っていることから、土場の共同利用について土地所有者の承認を得ること。	ウダイカンバ	生立木	一般材				24				24	9.62		
自然公園	-			ドロノキ	生立木	一般材					12				12	8.21	
砂防指定	-		7. 当該売り払い物件は急峻な地形となっていることから、新たな土場作設については必要最低限とし、設置する土場区域については土地所有者の承認を得ること。土場使用が完了した場合は原状回復に帰すとともに原状回復の手法については土地所有者の指示に従うこと。	ケヤキ	生立木	一般材				12				12	3.99		
車両制限	-			ホオノキ	生立木	一般材				182	75				257	130.62	
民地借用	-		8. 当物件所在地である田子町は、松くい虫被害地(南部町)の隣接地であるため、アカマツの伐採は、6～9月まで行わないこと。	サクラ	生立木	一般材				68	12			80	33.83		
延納	-			イダヤカエデ	生立木	一般材				47	12				59	29.68	
				シナノキ	生立木	一般材				59	12			71	31.44		
				アサダ	生立木	一般材				24	12			36	22.17		
				センノキ	生立木	一般材				59	12	9		80	44.56		
				他L	生立木	一般材				24	24			48	33.42		
				他L	生立木	低質材	1,988	4,438	281					6,707	626.87		
				L計			1,988	4,438	874	219	21			7,540	1,067.08		
				N・L計			2,094	5,553	3,217	1,788	419	52		13,123	4,983.77		

公 売 物 件 明 細 書 ( 立 木 )

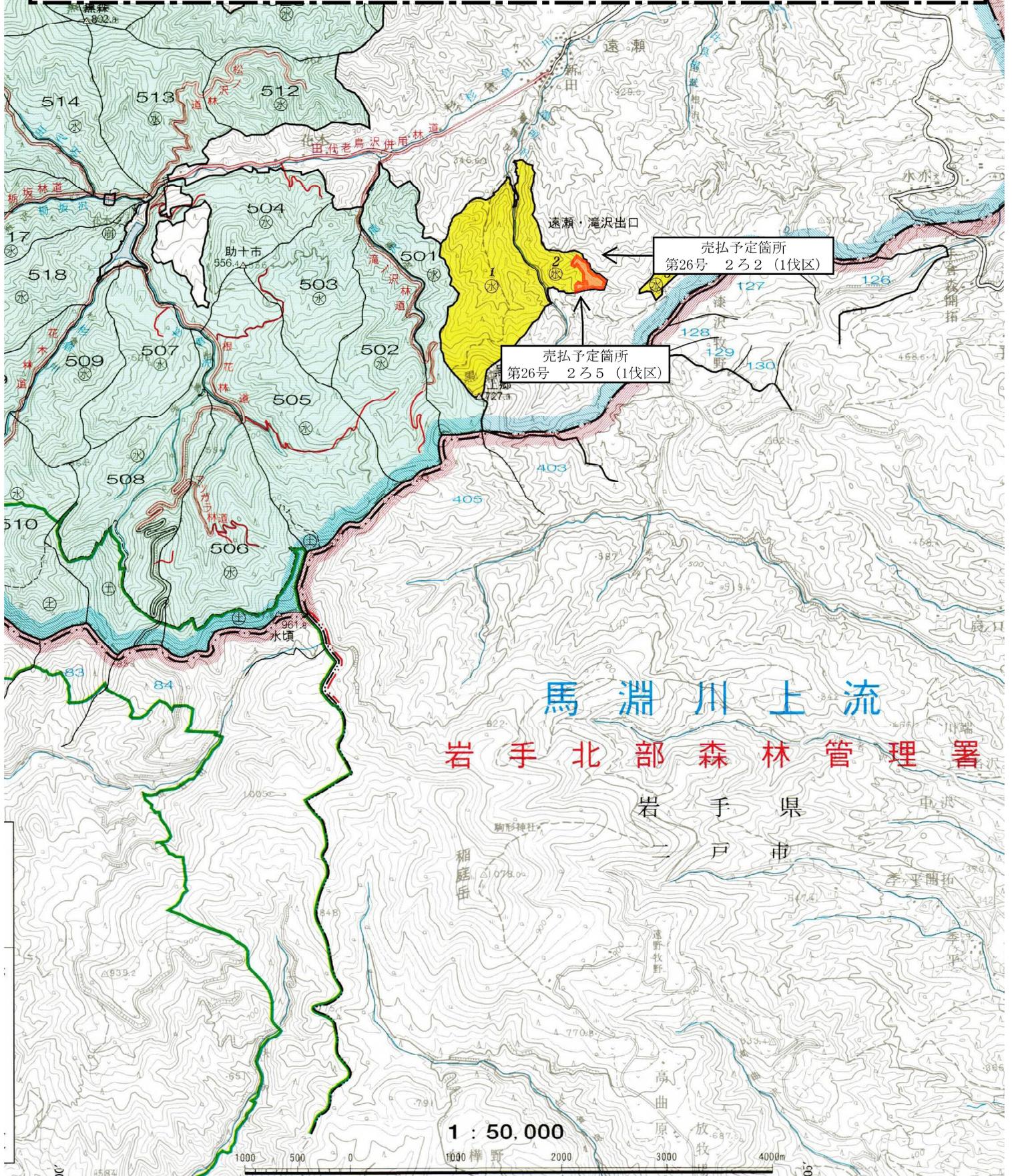
物件番号		26-1		特記事項		主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級											
物件所在地	遠瀬・滝沢出口 旧官行造林		合算明細書参照	樹 種	種 類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数						計		平均		
	2ろ2 (1伐区) 林小班						10cm 以下	12cm ~20	22cm ~30	32cm ~40	42cm ~50	52cm ~60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)
調査方法	標準地																
伐採方法	皆伐			スギ	生立木	一般材			12					12	4.57	30	12
面積 (h a)	10.21			アカマツ	生立木	一般材		633	2,027	1,361	308	36		4,365	3,334.59	30	21
林齢 (年)	67			アカマツNA	生立木	低質材		47	12	12				71	21.47	22	14
搬出期間 (ヶ月)	36																
契約関係	旧官行造林			N計				680	2,051	1,373	308	36		4,448	3,360.63		
民収分納入方法	-			クリ	生立木	一般材			70	12	12			94	58.30	30	18
				ミズナラ	生立木	一般材			12	36				48	30.38	30	19
法令制限、その他留意事項				オニグルミ	生立木	一般材			12					12	3.99	24	17
保安林	水源かん養			ウダイカンバ	生立木	一般材			24					24	9.62	24	18
自然公園	-			ドロノキ	生立木	一般材				12				12	8.21	32	20
砂防指定	-			ケヤキ	生立木	一般材			12					12	3.99	24	17
車両制限	-			ホオノキ	生立木	一般材			128	48				176	90.09	28	18
民地借用	-			サクラ	生立木	一般材			59	12				71	30.02	26	17
延納	-			イダヤカエデ	生立木	一般材			47	12				59	29.68	28	18
				シナノキ	生立木	一般材			59	12				71	31.44	26	17
				アサダ	生立木	一般材			24	12				36	22.17	28	22
				センノキ	生立木	一般材			59	12				71	31.08	26	18
				他L	生立木	一般材			24	24				48	33.42	30	21
				他L	生立木	低質材	1,935	4,340	245					6,520	603.98	14	12
				L計			1,935	4,340	775	192	12			7,254	986.37		
				N・L計			1,935	5,020	2,826	1,565	320	36		11,702	4,347.00		

公 売 物 件 明 細 書 ( 立 木 )

物件番号	26-2	特記事項	主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級													
物件所在地	遠瀬・滝沢出口 旧官行造林 2ろ5 (1伐区) 林小班	合算明細書参照	樹種	種類	一般材 低質材 別	径 級 別 本 数					計		平均			
						10cm 以下	12cm ～20	22cm ～30	32cm ～40	42cm ～50	52cm ～60	62cm 以上	本数 (本)	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)
調査方法	標準地		スギ	生立木	一般材		346	292	196	90	16		940	544.89	28	17
伐採方法	皆伐		スギ	生立木	低質材	106	89						195	11.17	12	8
面積 (h a)	1.35															
林齢 (年)	67															
搬出期間 (ヶ月)	36		N計			106	435	292	196	90	16		1,135	556.06		
契約関係	旧官行造林		ホオノキ	生立木	一般材			54	27				81	40.53	28	18
民収分納入方法	—		サクラ	生立木	一般材			9					9	3.81	28	16
			センノキ	生立木	一般材					9			9	13.48	46	22
法令制限、その他留意事項			他L	生立木	低質材	53	98	36					187	22.89	16	12
保安林	水源かん養															
自然公園	—															
砂防指定	—															
車両制限	—															
民地借用	—															
延納	—															
			L計			53	98	99	27	9			286	80.71		
			N・L計			159	533	391	223	99	16		1,421	636.77		

三八上北森林管理署  
令和7年度 立木資格付一般競争入札  
物件案内図（施業実施計画図）

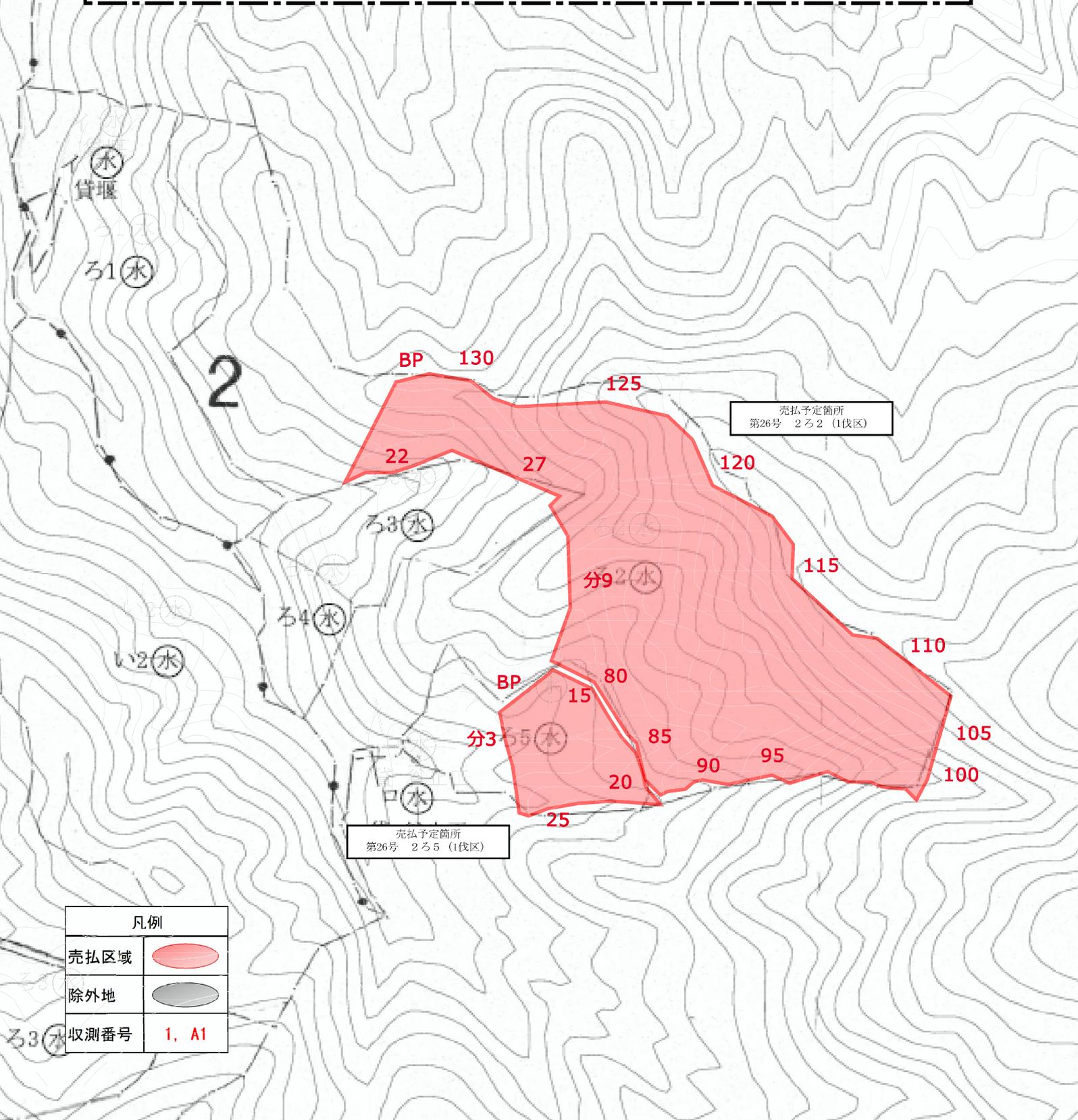
第26号 田子町  
遠瀬・滝沢出口旧官行造林 2ろ2林小班（1伐区）10.21ha  
2ろ5林小班（1伐区）1.35ha



三八上北森林管理署  
 令和7年度 立木資格付一般競争入札  
 売払予定箇所 実測位置図

第26号 田子町

遠瀬・滝沢出口旧官行造林 2ろ2林小班 (1伐区) 10.21ha  
 2ろ5林小班 (1伐区) 1.35ha



凡例	
売払区域	
除外地	
収測番号	1, A1